

赤池保育所しおり（重要事項説明書）

1 事業所

事業所の名称	社会福祉法人 赤池福祉会
代表者氏名	理事長 小松 繁信
法人所在地	福岡県田川郡福智町赤池
法人の電話番号	0947—28—2130
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉法人事業 保育事業

2 事業の目的

児童福祉に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行うこと

3 赤池福祉会の保育方針

（1）「保育方針」

ひとり ひとりを大切にする創造保育を深めています。

（2）「創造保育」

どんなことにもくじけない子供 思いやりのある子ども、自主的でおおらかにたくましい子どもへの成長を願って子どもたちの心と身体を大切にし感性を育み、一人ひとりが大切にされる保育です。

（3）「保育目標」

「保育方針」「創造保育」を目的にし 発達段階をふまえたお話を幹にしていろいろのごっこ遊びを構成し、幼児期の生活は遊びであるという原点をしっかりととらえて保育することが目標です。

遊びとは

集団遊びやゲーム遊びということのみが遊びではなく、日々の生活すべてが遊びです。

遊びのころは

子どもと保育士が、その遊びの中で生き生きと楽しみながら意欲的に創造することです。生活習慣そのものが、しつけという抑圧されたものであったならば、子どもの生活習慣はただ苦痛の上にたった習慣づけに終るでしょう。食事で、ご飯をきれいに食べなさいという命令だけでは、食事は楽しくなく栄養が十分に体内に消化されないのと同じです。食欲を促して食べる意欲を育てながら、円満な食事習慣は身につきません。幼児期の生活すべてが、子どもの自主性と生きる意欲を育てることだと思います。

4 保育所 概要

名称	赤池保育所
所在地	福岡県田川郡福智町赤池859
電話番号	0947-28-2257
法人創立年月日	昭和46年 4月 1日
事業認可年月日	昭和46年 4月 1日
利用定員	50名
職員数	10名
職員への研修の実施状況	保育における研修会及び園内研修を実施
嘱託医	ささきこどもクリニック・田中歯科

5 閉所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日 から 土曜日
標準時間	7時30分 ～ 18時30分
(延長保育)	18時30分 ～ 19時
保育短時間	8時30分 ～ 16時30分
休所日	日曜日 ・国民の祝日 年末年始 (12月29日 ～ 1月 3日)

6 施設の概要

敷地面積	535.04㎡
建物	鉄筋コンクリート 1階建
施設の内容	乳児室 61.43㎡ 保育室4室 237.08㎡ 遊戯室1室 87.91㎡ 調理室 1室 39.2㎡ 調乳室1室 39.2㎡ 沐浴室 10.14㎡ トイレ 4箇所

7 職員体制 (令和 8年 4月 1日現在)

職 名	人 数
所 長	1 名
主任保育士	1 名
保 育 士	6 名
調 理 師	2 名
看 護 師	0 名

8 保護者の負担について

(1) 保育料

保育料は、住所票のある市町村が決定します。

(2) 実費負担額

保護者の便宜のため次の費用について実費を負担していただきます。

- ① 副食費……3歳以上は、副食費として月額4,900円を
(世帯やお住まいの市町村により免除の場合あり)
保育施設の利用を開始した月から毎月在園している
保育施設に納めていただきます。
- ② その他 園服など、お子さんの所有又は専用する物品費用の実費
- | | |
|-------------|--------|
| ・通園カバン | ¥2,970 |
| ・スポーツウェア(上) | ¥1,900 |
| ・スポーツウェア(下) | ¥1,800 |
| ・園児冬服 | ¥4,700 |
| ・連絡ノート | ¥190 |
| ・出席ノート | ¥700 |
| ・ハーモニカ | ¥1,350 |
| ・カラー帽子 | ¥550 |

9 給食について

当園の給食方針	※ 0歳児・1歳児・2歳児は完全給食です。 主食、副食、ミルク等は全て保育所で用意します。 ・離乳食については、お子さんの状態に応じて進めて行きます。 ※ 3歳児、4歳児、5歳児 ・主食(ご飯)を持参します。 ・副食は(おかず)園で用意します。 ※ おやつ (牛乳・果物・手作りおやつなど)
給食・おやつ アレルギー対応	保護者の方へは、毎月1日に献立表を配布します。 アレルギーが疑われる場合、アレルギー除去食に関する 診断書(主治医意見書)アレルギー除去食依頼書 (保護者から園へ)に基づき対応しています。

10 年間行事予定

月	行 事 内 容
4 月	・園児健康診断 ・歯科検診 内科検診
5 月	・4歳児動物村行き(到津の森公園)
	・蟯虫・検尿検査・保護者会総会(未定)・親子で遊ぼう(未定)
6 月	・5歳児田植え ・カレーパーティー(新1年生を招待)
7 月	・プール開き ・星まつり ・5歳児お泊まり保育
8 月	・夏まつり ・水中サーカス
9 月	・四園合同動物村のおまつり(未定) ・獅子舞い見学(未定)
10 月	・5歳児稲刈り ・内科健診 ・歯科検診 ・蟯虫・検尿検査
11 月	・秋祭り・保育参観(未定)・観劇(未定)
12 月	・餅つき・お星様のパーティー(未定)・四園合同観劇(未定)
1 月	・寒餅つき
2 月	・新一年生入学説明会(5歳児)
3 月	・生活発表会 ・5歳児卒園式・お別れ会
毎 月	・避難訓練 ・お誕生会 ・絵本の貸し出し ・愛情弁当(梅雨・夏・冬は除く)

※ 上記の行事予定は、園児の予定です。

※ この他 保護者会活動があります 皆様のご協力 ご参加宜しく
お願い致します。

《その他》

※ 防犯の為 登園・降園時 玄関外側での
受け入れをお願いしています宜しくお願い致します。

※ 登園は、9時までをお願い致します。 お休みされる方 登園が遅くなる方
ご連絡ください。

※ 送迎について
お子さんの安全を守る為に必ず保護者の責任で送り迎えをしてください。
保護者の方以外の方がお迎えの時は連絡をお願い致します。

11 非常災害対策について

施設長または防火管理者が、非常その他の緊迫の事態に備え、
とるべき措置について あらかじめ対策を立て、少なくとも
毎月一回入所児及び職員の避難訓練又は消火訓練を行います。

12 緊急時における対応方法について

- (1) 本保育所の職員は、保育の提供時に、園児の体調急変その他緊急事態が
場合は当該園児の保護者に連絡するとともに、嘱託医または当該園児の
主治医に相談する等措置をします。
- (2) 保育の提供により事故が発生した場合は、市町村及び当該園児の
保護者に 連絡するとともに、必要な措置をします。
- (3) 本保育所は、事故の状況や事故に際して講じた措置について記録すると
ともに 事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策をします。
- (4) 本保育所は、園児に対して、保育の提供により賠償すべき事故が発生した
場合は、損害賠償を速やかに行います。

13 虐待防止のための措置について

本保育所は、園児のための人権の擁護、虐待防止等のため、責任者の
設置 その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の
実施等の措置をします。